

第 10 回 第 2 次日野市立図書館基本計画策定委員会 議事概要

■日 時：平成24年11月16日(金) 15時00分～17時00分

■場 所：市役所506会議室

■出席者：田中委員、野田委員、廣澤委員、松尾委員（委員長）、増子委員（副委員長）、
大杉委員、宇津木委員（館長）
（事務局）鬼倉、清水、佐々木、原、星

■欠席者：窪川委員、山岡委員、長崎委員

1. 開会

- ・事務局より配布資料の確認

2. 第9回委員会の議事録について

- ・各委員にメール等で事前に送付し、ご意見により追加・修正等を行った議事録についての内容の確認を行った。訂正が一箇所あり、4ページの「NTT無線LANが入っており、NTTと契約している端末のみがつながる。」を、「NTT無線LANが入っており、無線LANが設定されているパソコンなら使える。」というような表現に事務局で確認したうえで、訂正することで各委員の承認を得た。

※確認したところ、NTTと契約している端末のみがつながるとのことで、修正せず、元のままとします。

3. 素案(計画本文)の検討(2)

- ・配付資料「第2次日野市図書館基本計画（計画本文）（案）第4章4～7」「第2次日野市図書館基本計画（計画本文）（案）序章1」に基づき、内容の検討。

◆第4章 計画の内容（施策の方向性と取組項目）◆

4. 図書館は、日野市の地域・行政資料を収集・保存・提供し、日野市の歴史を未来に伝えます

(1) 地域・行政資料の収集・保存・提供（※電子資料を含む）

委員①：市内の機関・団体・在住者等が作成したものとあるが、作成者が献本することなのか、図書館が収集することなのか。

→（事務局）基本的には図書館が収集するのだが、自費出版等については寄贈していただけたらありがたい。

(2) 市政図書室の機能充実

□市刊行物の納本制度

委員長：「納本制度を設けます。」とあるが、条例や制度等に盛り込んでいくということか。

→（事務局）どのように盛り込んでいくか等、調整中。

□電子化された市行政資料の集中管理

委員長：市のホームページに様々な情報があり、PDFのものが多いが、それらの資料を指しているのか。ホームページは一定期間経つと更新されてしまう。図書館でCD-R等にデータを保存し提供するということだが、クラウドコンピューティング等の考え方はあるのか。

→（事務局）ホームページ更新毎に保存については容量等が課題。先々はクラウド等のような仕組みもあり得る。

副委員長：「電子化された市行政資料」とは具体的にはどのようなものか。電子化されたものは電子化で、紙のものは紙で保存ということか。両方あるものは両方で保存するのか。取捨選択しないと保存も大変になるのではないか。

→（事務局）どういうものを中心に保存していくかを決めていくように整理していく。

副委員長：例えをわかる範囲で載せるとよいのではないか。

委員長：イメージがわきやすくなるのでご検討をお願いしたい。

□公文書館機能の整備

委員②：図書館で収集する行政資料と公文書館で収集する公文書はどのような違いがあるのか。日野市役所でも30年前のものを調べようと思えば調べられるのか。

→（事務局）公文書は最初の1～2年は作成した課で保存し、その後は公文書管理を担当する総務課に引き継ぎ、集中書庫で保存している。1年、3年、5年、10年、永久と保存期間が決められていて、永久保存以外の文書は保存期間が満了すると廃棄処分する。

委員③：図書館業務と公文書業務は本来違う。日野市では図書館が市民サービスの一つとして市民に役立つ公文書を一部管理するという程度のものではないか。

→（事務局）保存期間が満了した公文書は原則廃棄であるが、その中から日野市の歴史や市政の記録として重要な公文書を選別して遺し、市民が利用できる仕組みをつくりたい。「公文書等の管理に関する法律」の施行を契機に、全国の自治体でも公文書館という施設や組織をつくる動きが出てきている。日野市の財政事情を考えると新たに施設をつくることは難しいので、現在ある施設の中に公文書館の機能を加えるとすれば、本庁舎内にあり、行政資料を収集・保存・提供している市政図書室が良いのではという提案。

委員長：専門的知識をもっている職員が必要となる。職員定数を増やさないと大変ではないか。

館長：総務課と協議していくことなど年数がかかると思う。増えていく資料を収める施設の問題もあるので庁舎を管理している部署とも協議し進めていきたい。

委員長：委員会の最初に日野らしいサービスや事業を計画に盛り込んでいくという話があった。まさに公文書館機能というものは日野の特色になると思う。他の図書館の前例になるよう、注目が集まるような機能を持たせていただきたい。

委員③：個人情報保護の点からプライバシーに関わるものが一切出ないように留意されていると思うが、「歴史的価値のあるものを選び出し保存し、」の前に「個人情報に抵触しない範囲で」等の文言を入れたほうがよいのではないか。

→（事務局）公文書館に移管された公文書も、情報公開制度と同じく、利用申請が出されたら、個人情報が含まれていないかを審査した上で公開を決定する仕組みにする。

委員長：個人情報保護条例でしっかり守るとされている。

5. 図書館は、読みたい、調べたい、学びたいという市民を応援します

（1）読書の楽しさを伝える

副委員長：ポップカードにアンダーラインが入っているが、注釈は入るのか。

→（事務局）注釈を入れる予定。

（2）「図書館」の魅力を伝えるために

・特になし

（3）未利用者の開拓

委員③：購入図書希望等の受付システムはどうなっているのか。どの本を買うかは図書館の責任で決めているのか。

→（事務局）リクエスト制度で受け付けて、購入あるいは他の図書館から借用し必ず提供するようになっている。

委員長：市民がリクエストした本はどちらかの方法で読むことが出来るということ。

→（事務局）実際に、どうしても購入してほしいとの声を聞くことはある。

委員③：予算やルールがあると思うが「未利用者の開拓」という点で、頼めば取り寄せてくれたり、購入してくれたりすることがあるということで親しみがあると思う。

委員長：リクエスト制度をもっとPRすることが必要。

→（事務局）後述してある、サービス等を知っていただくことをすすめていきたい。

副委員長：上の2行と下の1行の違いはあるのか。

→（事務局）上の2行は図書館をまったく利用したことない方に対してのもの、下の1行はリピーター。

副委員長：2つの視点があるということだが、具体的な施策を示した方がよい。未利用者には二通りあると思う。活字に親しみがない方と活字が好きで買ってしまうので図書館は不要という方。両者に対する施策も必要ではないか。

→（事務局）改善点等をあげると滞在性など計画の多岐に関わる。ここで展開すると二重になるので、リピーターを確保することを位置づけた。具体例としては「□ 図書館案内の作成」「□ メディアを活用した図書館のPR」をあげ、リピーターを意識しようとしている。

委員④：「図書館の魅力」という言葉が2ページにわたり3～4回出てくる。多すぎて意味がいまいちだと思う。

委員長：図書館サービス全体のことでないか。

→（事務局）文章の整理をする。

館長：「未利用者の開拓」のPRの仕方が大事だと思う。平成27年の図書館50周年に向けて図書館に関心をもってもらえるような取り組みができるとよい。理想の図書館を子どもや大学生に描いてもらい展示する等もよいと思う。

委員長：夢のある活動をぜひここで取り組んでいただきたい。

館長：ハード面は予算もあるので無理だと思うが、ソフト面で取り組んでいけるとよい。

委員②：「利用したいと思ってもらえるような取り組みを行います。取り組みの具体例は次の二つの□です。」という書き方か、具体例を文中に入れてしまうかである。

副委員長：本の交換会は難しいか。

委員①：本が集まっただけで図書館になり、そこに人が集まる。面白い取り組みだと思う。

→（事務局）日野市社会福祉協議会で、おもちゃの交換会をやったことがある。

副委員長：「ごんぎつね」一つとっても、出版社や画家によって全く違うものになる。童話本の交換会等もよいのではないか。

委員①：図書館だけでなく、他の場所でやってもPR活動になるのではないか。

→（事務局）先日の産業まつりに移動図書館を参加させ、貸出、返却、カード登録、工作等もやった。

副委員長：普段は図書館に来ない本好きも集まり、活字フォーラムのようになるのではないか。

館長：古本市やリサイクル等イベントをやることにより普段は図書館に来ない方も来ると思う。

委員①：電子書籍化はコミュニケーションがなくなると思う。図書が集まり一つのフォーラムになりコミュニケーションが生まれる面白さがある。図書を媒体としたコミュニケーションが魅力。

6. 図書館は、資料や情報を介して、地域の人と人との交流を促します

(1) 人と本の出会いの場

委員長：子どもの読書推進活動をあえて出していないのか。ヤングスタッフの活動を入れた方がよいのではないか。

館 長：ヤングスタッフはブックリストで面白い本を紹介したりしている。高幡図書館と中央図書館と多摩平図書館で若者が読むような本の展示をしている。児童館や高幡図書館では年1、2回ヤングスタッフが同世代の若者に本を紹介する活動をしている。今後は中学校でできるように協議している。

委員③：本を選ぶ時に新聞等の人気リスト等を見て決めたりする。図書館毎に掲示等するとよい。

委員長：4行目の「紹介し合う」は利用者同士という意味でよいか。

→(事務局) テーマ毎に募集をし、一覧にしたりすると紹介し合うことになるのではないと思う。

館 長：カードを作り、おすすめの本を書いてもらい張り出す等もできるのではないか。

(2) 市民の図書館運営への参加

委員長：ボランティアの活動状況はどのくらいか。

→(事務局) 高齢者の宅配とヤングスタッフの活動。

副委員長：(2) 4行目「広げる支援をします。」→「広げます。」にした方がよい。

(3) 地域で活動する団体への支援・連携

副委員長：(3) 2行目「広報の場」→PRの場を具体的に明記したほうがよいのではないか。

4～5行目「支援しています。今後も」→「支援していますが、今後も」にした方が、文章がまとまるのではないか。

7. 図書館の運営に関わること

(1) 図書館運営に関すること

委員②：3行目「バリアフリー化が図られました。」となっているが。

館 長：工事竣工が今年度で終わる予定。

委員長：パブリックコメント時には現在工事中の注釈を入れた方がよい。

委員③：「図書館評価とあるが」評価は誰がするのか。

館 長：図書館協議会の委員9名が評価する。

副委員長：意見を聞きながら自己評価することになる。

(2) 関係機関との連携

□多摩地域の図書館との連携

副委員長：1～2行目「平成20年(2008年)4月に開始した、京王線沿線7市図書館連携の相互利用制度により、」→「平成20年(2008年)4月に、京王線沿線7市図書館連携の相互利用制度を立ち上げ、」にした方がよい。

委員③：3～4行目「(平成23年度の日野市民の利用カード登録者822人～)」とあるが。

→(事務局) 日野市民が他市の図書館でカード登録をした数。

委員③：他市の方が日野でカード登録をした数もでるのか。

→(事務局) 七市連絡協議会で統計をとっている。

委員長：両方出すと良い。

副委員長：数字に誤りがあるのではないか。貸出冊数は借受または借入冊数にしたほうがよいのではないか。

→(事務局) 資料編で正確な数字、逆登録も出す。

委員②：5行目「より多くの市民に、これらの図書館の特色ある蔵書を活用していただけるよう、」とあるが、7市の図書館でそれぞれ特色があるのか。

館長：府中では視聴覚が充実している等、日野にないものがあるという意味。

副委員長：京王線沿線とあるが、中央線でも連携するのか。

→（事務局）立川市は中央図書館開館時には利用者の制限がなかったが、在住、在勤、在学者のみに変更したことから、今のところ予定はない。

委員長：7～8行目「東京都市町村立図書館長協議会（多摩地域市町村立図書館の職員をもって構成する組織）」→「東京都市町村立図書館長協議会（多摩地域市町村立図書館の館長をもって構成する組織）」とした方がよい。

□大学図書館との連携

副委員長：1～2行目「平成19年（2007年）に、実践女子大学図書館・実践女子短期大学図書館と相互利用に関する協定を締結し、」→「平成19年（2007年）に、実践女子大学図書館・実践女子短期大学図書館と相互利用に関する協定を締結しました。」にした方が文章の流れがよいのではないか。

委員長：6行目「他の大学図書館」→「近隣の大学図書館」にした方がよいのではないか。

◆序章 はじめに◆

1. 日野市立図書館のあゆみと活動

副委員長：この計画の背景や位置付けはどこか。

→（事務局）第1章になる。

委員③：昭和41年に図書貸出数がトップだっただけでなく日野市の図書館システムが先進的で、全国の公共図書館の方がシステム等を視察に来られ、当時は有名であったと聞いている。

委員長：今までやっていなかった個人への貸出をしたことで多くの市民が本を借り、他の図書館関係者が注目をした。

→（事務局）3つの方針「貸出の重視」「全域へのサービス」「資料が第一」を図書館がやるべきことと位置付け、その後の全国の図書館発展のモデルとなった。その様なことを書き足したい。

副委員長：「わが国における図書館史の中で日野市立図書館の取り組みは日本図書館協会が昭和38年にまとめた中小都市における公共図書館の運営（通称中小レポート）を実践し、展開した後に位置づけられています。その後日野市における実践成果を踏まえ昭和45年には日本図書館協会によって市民の図書館が刊行されました・・・。」とあったが、それを踏まえては。

委員長：日野市の図書館の歴史が浮かび上がってくるのではないか。

→（事務局）表現の仕方を考える。

委員②：自画自賛は格好がよくない。この文章は図書館の原点も書いてありうまくまとまっている。

副委員長：2案出していただき、皆さんで話し合うのはいかがか。

委員長：2案出していただき次回はこの検討から行う。

4. 事務局より（連絡事項）

- ・第11回委員会は 12月7日（金）午後3:00～5:00 市役所201会議室
（終わらなければ12月14日（金）を予備日とする。）

5. 閉会

以 上